

4 消安第6131号  
令和5年2月8日

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

### 食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第3号の規定に基づき、下記の事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求める件。

記

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第3条第1項の規定に基づき、「肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号。以下「公定規格」という。）について、汚泥資源を原料として使用する肥料のうち、含有すべき主成分としてりん酸を保証できるものについて、以下の改正を行うこと。

「菌体りん酸肥料」を公定規格として定め、「菌体りん酸肥料」に使用可能な原料を公定規格に原料規格として定める。

